

平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成21年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり公表します。

財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率 (伊江村)	—	—	7.9	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	

備考：健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表す。

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
伊江村水道事業会計	—	20.0
伊江村船舶運航事業会計	—	

備考：各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額または連結実質赤字額がないことを表す。